

2024年より完全義務化！

対策は万全ですか？お困りのことはありませんか？

電子帳簿保存法に関する

個別相談会

「経済社会のデジタル化を踏まえ、経理の電子化による生産性の向上・記録水準の向上」を目的として、帳簿や決算書、請求書など国税関係帳簿・書類を一定の条件を満たせば電子化して保存することを認める法律「電子帳簿保存法」が改正・施行、2024年1月1日より完全義務化となりました。また、電子契約に関するたくさんの法律改正もあり、今後『電子契約』の需要の高まりも見込まれます。皆様の事業所は対策など出来てますか？今回、ご不明な点や知っておきたいことなど、税理士が個別の案件に対して相談に応じます。この機会にぜひご参加ください。

日時 : 2024年1月22日(月) 13:00 ~ 17:00

会場 : 北杜市商工会 2階会議室 北杜市長坂町長坂上条2575-19

定員 : 先着 8名様 ※完全予約制

講師 : **田村良平** 氏
税理士 (ハヶ岳税理士事務所)

お申込方法 : 裏面の申込書にご記入のうえ
FAXかメールにてお申し込みください。

お問合せ先 : 北杜市商工会
TEL: 0551-32-1211 / FAX: 0551-32-1215
E-mail: hokuto@shokokai-yamanashi.or.jp